

入札公告

次のとおり一般競争入札（条件付一般競争入札（事後審査型・持参方式））を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 の規定に基づき公告する。

令和 3 年 10 月 13 日

公立那賀病院経営事務組合
管理者 中 村 慎 司

1 入札に付する工事の概要に関する事項

- (1) 工事年度・工事番号 令和 3 年度 那病用工 第 3 号
- (2) 工 事 名 公立那賀病院本館外装改修工事
- (3) 工事場所 紀の川市 打田 地内
- (4) 工事概要 公立那賀病院本館
外装タイル面補修工事、コンクリート打放し面劣化補修工事
外装シーリング打替え工事、
鋼製建具・金属補修工事
屋外階段・通路補修工事
- (5) 工 期 令和 5 年 3 月 15 日
- (6) 予定価格 159,940,000 円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- (7) 最低制限価格 設定有り・事後公表（なお、最低制限価格は、入札書提出後、開札前に、別に定める最低制限基準額に無作為に算出した数値（1.000～1.010）を乗じて算出する額とする。）
- (8) 施工形態 単体企業

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札公告日から落札決定日までの間、次に掲げるすべての要件を満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 28 条に基づく営業停止の処分を受けていない者であること。
- (3) 紀の川市又は岩出市に入札参加資格審査申請書を提出し、かつ、令和 3 年度入札等参加資格者名簿に建設工事業で登録されている者であること。
- (4) 紀の川市建設工事等契約に係る指名停止等措置要綱（平成 19 年紀の川市告示第 21 号）に基づく指名停止、又は岩出市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱

(平成 20 年岩出市告示第 10 号) に基づく指名停止の期間中でないこと。

- (5) 紀の川市が行う行政事務からの暴力団排除に関する要綱(平成 24 年紀の川市訓令第 5 号)、又は岩出市が行う契約に係る暴力団等排除措置要綱 (平成 22 年 10 月 1 日岩出市告示第 172 号) に基づく排除措置の期間中でないこと。
- (6) 会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者または民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者 (更生手続又は再生手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けている者を除く。) でないこと。
- (7) 談合等による損害賠償請求を紀の川市又は岩出市から受けていない者であること。
- (8) 本工事の設計図書等を閲覧していること。
- (9) 「建築一式工事」に係る建設業法 (昭和 24 年法律第 100 号) 第 3 条第 1 項の規定による特定建設業の許可 (有効なものに限る。) を受けていること。
- (10) 本店・本社が県内にある者で、かつ建設業法第 27 条の 29 第 1 項に定める経営事項審査結果通知書における「建築一式」の総合評定値 (P) が次のいずれかに該当すること。

紀の川市内又は岩出市内に本店・本社を有する者	800 点以上
上記以外の者と和歌山県内に本店・本社を有する者	1,000 点以上

3 入札参加手続に関する事項

本件入札公告で示した競争入札は、開札後に入札参加資格の審査を行うため、事前の入札参加申請手続は要しない。

4 入札保証金に関する事項

本件入札に係る入札保証金は免除とする。

5 閲覧に関する事項

(1) 閲覧

- ア 閲覧期間 令和 3 年 10 月 14 日 (木) から令和 3 年 10 月 29 日 (金) まで
午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分まで (ただし、土日祝日を除く。)
- イ 閲覧場所 公立那賀病院 用度課 (和歌山県紀の川市打田 1282)
電話番号 : 0736-78-2315
- ウ 閲覧条件 設計図書等を閲覧できる者は入札に参加する資格を有する者に限る。
- エ その他 本件工事の設計図書等の閲覧をした場合、「閲覧済確認願」により「閲覧済証明書」を受けること。

- (2) 質疑及び回答方法については、設計図書等に記載する。
- (3) 現場説明会は行わない。

6 入札等に関する事項

- (1) 入札日時 令和3年11月16日(火) 午前10時30分
(入札室開場予定時間：午前10時15分)
- (2) 入札書の提出場所 入札室(和歌山県紀の川市打田1282
公立那賀病院 北別館1階 講義室)
- (3) 入札時間までに入札室に入室していること。
- (4) 入札室に入室できるものは、1入札参加者1名とする。
- (5) 入札室に入室する前に、「閲覧済証明書」(原本)を入札執行担当職員へ提出すること。提出できない場合は、入札に参加することはできない。
- (6) 入札書の提出について
 - ア 入札書は持参とし、郵便、信書便又は電送によるものは受け付けない。
 - イ 入札書には、入札金額、工事年度、工事番号、工事名、工事場所、入札者の住所又は所在地、商号又は名称及び代表者職氏名を記載し、押印の上、封筒に入れ、封筒には、工事年度、工事番号、工事名、工事場所、入札者の住所又は所在地、商号又は名称及び代表者職氏名を記載し、封緘、封印の上、入札箱に投函すること。
 - ウ 代理人が入札する場合は、委任状を入札前までに代理人が持参して提出すること。
なお、この場合の入札書には、入札者の住所又は所在地、商号又は名称及び代表者職氏名を記載し、「代理人」と代理人であることの表示及び「代理人の氏名」を記載して当該代理人使用印を押印の上、封筒に入れ、封筒には、工事年度、工事番号、工事名、工事場所、入札者の住所又は所在地、商号又は名称及び代表者職氏名を記載し、封緘、代理使用印で封印の上、入札箱に投函すること。
 - エ 入札は、総価においてすること。
 - オ 入札日時外の入札書は、理由の如何にかかわらず受理しない。
 - カ 一度提出された入札書の書換え、引換え又は撤回は、認めない。
 - キ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に該当金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (7) 工事費内訳書の提出について
 - ア 第1回の入札執行時に工事内訳書を入札書に添付の上、入札箱に投函すること。
なお、再度入札においては、工事費内訳書の提出を求めない。
 - イ 工事費内訳書には入札者が見積もった入札金額の内訳を記載するとともに、工事年度、工事番号、工事名、工事場所、入札者の住所又は所在地、商号又は名称及び代表者職氏名を記載し、押印の上、投函すること。

ウ 代理人が入札する場合の工事費内訳書には、(6)のウの規定により、「代理人」と代理人であることの表示および「代理人の氏名」を記載して当該代理人使用印を押印し、入札箱に投函すること。

エ 工事費内訳書は、入札書の添付書類であり、投函した工事費内訳書の書換え、引換え又は撤回することはできない。

(8) 入札の無効

ア 次に掲げるいずれかに該当する入札書は、無効とする。

(ア) 入札に参加する資格のない者のした入札書

(イ) 所定の日時までには所定の場所に到達しない入札書

(ウ) 誤字、脱字等により記載事項が不明な入札書

(エ) 金額の記入がない入札書

(オ) 金額を訂正した入札書

(カ) 入札書の商号若しくは名称、住所若しくは所在地又は代表者名のいずれかが記載されず、又は入札者の押印のない入札書

(キ) 同一人が同一の工事において2以上の入札書を提出した場合のそのすべての入札書

(ク) 他人の代理を兼ね、又は2人以上の代理をした入札書

(ケ) 委任状を持参しない代理人がした入札書

(コ) 入札書が1人の場合においてその者がした入札書

(サ) 談合その他の不正な行為によってされたことが明らかであると認められる入札に係る入札書

(シ) その他入札に関する条件に違反した入札書

イ 次に掲げるいずれかに該当する工事費内訳書に係る入札は、無効とする。

(ア) 誤字、脱字等により入札書と同一性が判別できない工事費内訳書

(イ) 別工事又は白紙若しくは複数の提出のある特定できない工事費内訳書

(ウ) 記名押印を欠いた工事費内訳書

(エ) 入札金額と合計金額が大幅に異なる工事費内訳書

(オ) (ア) から (エ) までに掲げるもののほか、著しい不備がある工事費内訳書

(9) 入札の失格

ア 予定価格（消費税及び地方消費税を含まない。）を上回る入札書

イ 最低制限価格を設けた場合、当該最低制限価格に対する入札書比較価格を下回る入札書

ウ 再度入札において、前回の入札における最低価格以上の入札書

(10) 再度入札

ア 開札の結果、落札にいたらない場合は、直ちに出席者をもって再度入札を実施する。この場合において、再度入札者が1人になった場合は入札を打ち切る。

イ 入札回数は、再度入札を含め2回とする。

ウ (8) 入札の無効のア((ウ)、(オ)、(カ)を除く)及び(9) 入札の失格のア若しくはイのいずれかに該当する入札をした者は、再度入札に参加できない。

7 開札に関する事項

(1) 開札日時 令和3年11月16日(火) 入札書提出終了後

(2) 開札場所 入札室(和歌山県紀の川市打田1282

公立那賀病院 北別館1階 講義室)

(3) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札候補者とし落札者の決定を保留し、開札手続を終了する。ただし、最低制限価格を設けている場合は、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札をした者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札候補者とする。

(4) 前項の最低の価格をもって有効な入札をした者が2人以上いる場合には、くじにより落札候補者を決定する。

(5) 入札の不成立 開札日において、予定価格(税抜き)以下で最低制限価格以上の有効な入札書及び工事費内訳書を提出した者が2人以上ないときは、この入札を不成立とする。ただし、再度公告して行う入札については、この限りではない。

8 審査に関する事項

入札参加資格要件の審査は、開札後、紀の川市建設工事条件付一般競争入札(事後審査型・持参方式)実施要綱第17条の規定に基づき、落札候補者から提出された入札参加資格要件を満たすことを確認する資料(以下「確認資料」という。)により審査を行う。

(1) 「条件付一般競争入札(事後審査型・持参方式)参加資格審査申請書」及び確認資料の提出

ア 提出書類

(ア)「条件付一般競争入札(事後審査型・持参方式)参加資格審査申請書」(様式第1号)

(イ) 確認資料

a 紀の川市又は岩出市の入札等参加資格認定通知書の写し

b 「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」の写し(最新のもの、審査基準日から1年7ヶ月の期間内であること)。

c 直近の「特定建設業許可通知書」の写し又は「特定建設業許可証明書」の写し

- イ 提出期間 令和3年11月17日(水)午前9時00分から正午まで
- ウ 提出方法 持参とする。(ただし、郵便、信書便又は電送によるものは受け付けない。)
- エ 提出先 公立那賀病院 用度課 (和歌山県紀の川市打田 1282)
電話番号：0736-78-2315

- (2) 一度提出された確認資料の書換え、引換え又は撤回は認めない。
- (3) 審査の結果、落札候補者が入札参加資格を有しないと認められる場合、又は、提出期限までに確認資料の提出がない場合は、当該入札者の入札を無効とし、次順位の者が落札候補者として審査する。
- (4) 前項の審査は落札候補者を決定するまで繰り返す。

9 落札者の決定方法に関する事項

審査の結果、落札候補者が入札参加資格を有すると認められるときは、当該落札候補者を落札者とする。

10 契約に関する事項

- (1) 支払条件 前払金 有
ただし、1件の請負金額が300万円以上となる場合に限る。
請負金額の40パーセントの範囲内で請求することができる。
- 中間前払金 有
ただし、1件の請負金額が300万円以上で公立那賀病院経営事務組合が定める中間前払金の支払い要件を満たした場合に限り、請負金額の20パーセントの範囲内で請求することができる。
- 部分払 有
ただし、1件の請負金額が100万円以上となる場合に限る。
- (2) 契約の保証 要
ただし、1件の契約金額が1,000万円以上となる場合に限る。請負金額の100分の10以上とする。
- (3) 議会の議決 不要

11 その他

- (1) 入札者が1者のときは、入札は取り止める。
- (2) 入札までの間にやむを得ない事由が生じたときは、入札を延期し、又は取り止めることがある。
- (3) 当該入札については、紀の川市建設工事条件付一般競争入札（事後審査型・持参方

式) 実施要綱(平成 23 年 12 月 22 日告示第 101 号)に準じて実施するものとする。

- (4) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成 12 年法律第 104 号)の適用を受ける工事については、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施を義務付ける。

12 問い合わせ先

- (1) 名 称 公立那賀病院 事務局 用度課
- (2) 所在地 和歌山県紀の川市打田 1282
- (3) 電話番号 0736-78-2315